

募集 第33回「やいたの四季」 観光写真コンテスト

テーマ／市内の名所旧跡・自然風景・郷土芸能・イベントなど

規格／カラープリント4つ切

(4つ切ワイド可・フジカラープリントに限る)

・デジタル写真可

(400万画素以上・デジタル合成不可)

締め切り／9月24日(水) 必着

賞／推薦・特選・入選・佳作、応募者全員に参加賞

発表／10月中旬頃に入賞者に直接通知します。

展示／

「道の駅やいた」、「城の湯温泉センター」などの施設に展示します。

そのほか／作品は未発表のものに限ります。

・入賞作品の著作権は主催者に帰属します。

・個人を特定できる写真で応募する場合、主催者は肖像権侵害などの責任は一切負いかねますので、事前に本人の承諾を得た上で応募してください。

応募・問い合わせ／

矢板市写真組合加盟店

市商工林業観光課 ☎(43)6211

募集 矢板市小規模特認校 入学児童

平成25年4月から西小学校と豊田小学校は小規模特認校となりました。

◆小規模特認校制度とは？

自然環境に恵まれ、地域の歴史と伝統を生かした教育を推進している小規模校において、児童の特性を生かした教育を推進するとともに、心身の健康増進を図り、豊かな人間性を養い、併せて複式学級の解消を図ることを目的とした制度です。市内の小学生が通学区域にとられず、各学年7人まで入学・転学ができます。

就学の条件／

①矢板市に居住していること。

②教育活動に賛同し、協力すること。

③卒業するまで通学すること。

④保護者の責任と負担において、児童が安全に通学できること。

新入学生・転学生の受付は随時行います。ご興味のある方は、教育総務課まで、お問い合わせください。

問い合わせ／教育総務課 ☎(43)6217

平成27年度から個人住民税の特別徴収義務者への指定を一斉に行います

事業主の皆さまに、従業員の方の個人住民税を特別徴収し、納入していただきます。

※個人住民税の特別徴収とは、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き去り（給与天引き）し、納入していただく制度です。

制度に関する問い合わせ／

栃木県経営管理部税務課

☎028(623)2108

栃木県総合政策部市町村課

☎028(623)2118

市税務課 ☎0287(43)1115

具体的な手続きに関する問い合わせ／

市税務課 ☎0287(43)1115

募集 (公財)矢板市育英会 奨学金原資の寄付

(公財)矢板市育英会は、健全な心を有し、学業に優れ、かつ身体が強健でありながら、経済的理由により就学困難な方に奨学金を貸与し、将来社会に貢献しうる有能な人材の育成にあたっています。

これまで、基金の利子や寄付金および奨学資金返還金により事業を実施してきました。しかし、経済状況の悪化により奨学金希望者が増加する一方、長引く低金利などによる資金不足のため、大変厳しい運営状況です。

そこで、この事業をご理解いただき、夢と希望の実現のため勉学に燃える奨学生が自立し、自ら学ぶ環境を築けるよう、一人でも多くの方々のご支援をお願いします。※奨学金は、本市出身の高校生、高等専門学校または大学に在学する学生に貸与されます。

問い合わせ／(公財)矢板市育英会(教育総務課)

☎(43)6217

片岡駅西地区の都市計画の決定に関する構想(素案)の縦覧と公聴会

構想(素案)の縦覧

日時／6月9日(月)～23日(月) 8:30～17:15

※土曜・日曜を除く

場所／都市建設課 市街地整備班(市保健福祉センター2階)

公聴会

日時／7月8日(火) 19:00～

場所／片岡公民館コミュニティホール

※申込不要。直接会場までお越しください。

意見の申し出

素案について意見のある方は、市長宛に意見申出書を提出の上、公聴会で意見を述べることができます。

※意見提出書は下記期間内必着でお願いします。

期間／6月9日(月)～23日(月)

※地区計画に関する場合は、6月9日(月)～30日(月)

提出先／都市建設課 市街地整備班

意見申出書の様式は自由です。参考様式は都市建設課市街地整備班、または、市ホームページにてご覧いただけます。

問い合わせ／都市建設課 市街地整備班

☎(43)6213

 <http://www.city.yaita.tochigi.jp/>

土砂災害防止月間 ～みんなで防ごう土砂災害～

6月1日から30日までは土砂災害防止月間です。

これから梅雨や台風による大雨の季節を迎え、土石流・地すべり・がけ崩れ等の土砂災害が発生しやすくなります。

土砂災害から大切な家庭を守るため、日頃から気象情報に注意し、安全な避難場所の確認をするなど、土砂災害に備えましょう。

詳しいことは矢板土木事務所または市放射能汚染対策課 防災班へお問い合わせください。

問い合わせ／矢板土木事務所 ☎(44)2185

市放射能汚染対策課 防災班

☎(43)1114

募集 ヒップホップダンス(初級) ～今人気のヒップホップをみんなで楽しく踊る～

日時／

①7月23日(水)、②7月30日(水)、③8月6日(水)

④8月20日(水)、⑤8月31日(日)、⑥9月20日(土)

⑦9月27日(土)、⑧10月4日(土)、⑨11月15日(土)

⑩11月16日(日)

*全10回 いずれも10:00～11:30

内容／初心者向けのヒップホップダンス

(最終日に片岡地区コミュニティ文化祭にて、ダンスの発表をします。)

対象／市内の小中学生(小学校1年生～中学校3年生)

講師／藤田 明湖先生

場所／片岡公民館 コミュニティホール

参加費／無料

定員／40人 *先着順

準備物／動きやすい服装(体操着でもかまいません)、体育館シューズ、タオル、飲み物

申込方法／7月16日(水)までに電話で住所、氏名、電話番号、学校名、学年をお知らせください。

申込・問い合わせ／片岡公民館 ☎(48)0101

*月曜・祝日休館

募集 ビーズネックレスづくり教室

ビーズでオンリーワンのネックレスをつくり、夏のおしゃれを楽しんでみませんか。

日時／6月27日(金) 9:00～12:00

場所／泉公民館 集会室

内容／糸に通してあるビーズをかぎ針で編み込み、ネックレスに仕上げる。

参加費／2,880円または2,980円

※デザインが4種類あり、お選びいただけます。

持参する物／レース用かぎ針2号・日本手ぬぐいまたはバンダナなど

募集定員／20人 *先着順

申込方法／デザインを選び、参加費を添えてお申し込みください。

申込・問い合わせ／泉公民館 ☎(43)0402

*月曜・祝日休館

小型家電のリサイクルがはじまります

「小型家電リサイクル法」の施行に伴い、市では不燃ごみの減量と再資源化を図るため、6月1日より使用済み小型家電の回収をはじめました。限りある資源を有効活用するため、ご協力をお願いします。

回収方法／市庁舎1階の生活環境課および道の駅やいた内にあるエコモデルハウスに設置する回収ボックスにて回収します。

回収ボックスの投入口(10×25cm)に入るものが対象となります。入らないものについては、生活環境課窓口にて回収します。

対象品目／ご家庭の電気や電池で動く家電製品が対象となります。

注意点／一度回収したものを返却することはできません。

携帯電話やパソコンなどに含まれるデータの消去は各自で実施してください。

冷蔵庫や洗濯機、テレビ、エアコンの家電4品目は従来通り家電リサイクル法に基づいた処分をお願いします。

問い合わせ／生活環境課 ☎(43)6755



放射性物質に関する市の取り組みについて

市では、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の影響を低減させるために、除染に取り組んできました。平成23年度から、除染対象区域となっている泉地区や矢板地区を中心に、公共施設や戸建て住宅の除染に取り組み、平成25年度末に完了しました。

また、放射性物質に関する対策として、平成26年度においても引き続き、空間放射線量測定器の貸出しや公共施設のモニタリングを実施しています。

詳しい情報については、市ホームページをご覧ください。詳しくは、下記までお問い合わせください。

問い合わせ／放射能汚染対策課 ☎(43)1114

[HP](http://www.city.yaita.tochigi.jp/) <http://www.city.yaita.tochigi.jp/>

主な施設別の除染の実施数／

- ・市立保育所【1施設】
 - ・小学校【6施設】
 - ・都市公園【13施設】
 - ・子ども福祉施設【4施設】
 - ・戸建て住宅【1,647戸(空間放射線量率等測定)】
 - ・中学校【2施設】
 - ・農村公園【5施設】
 - ・その他公共施設【1施設】
- (うち、396戸でホットスポット等の除染を実施)

※通学路については、空間放射線量率の測定を実施した結果、1時間あたり0.23マイクロシーベルト以上の地点がなかったため、除染の必要はありませんでした。

あなたの飼い犬や猫がご近所から好かれるために

飼い犬・猫による近隣トラブルが多くなっています。近隣や周囲の人に迷惑をかけることなく、楽しく快適にペットと暮らしましょう。

飼い主の義務 5箇条プラス1

1. 犬・猫の習性等を正しく理解しましょう
⇒飼育場所を清潔に保ち、適正なしつけと健康管理を行い『におい』『鳴き声』等がご近所の迷惑にならないようにしましょう。
2. 繁殖制限に努めましょう
⇒必要ない繁殖はさせないように、不妊・去勢手術をしましょう(市では手術補助金制度を実施しています)。動物を捨てることは犯罪です。終生飼育は飼い主の責務です。
3. 飼い主を明らかにしましょう
⇒首輪や名札等により飼い主を明示し、万が一、行方不明になった場合の発見につながるようにしましょう。



4. 犬は放し飼いをやめ、猫は室内飼いに努めましょう
⇒犬は散歩の時もリード(引き綱)を付け、猫は室内飼いをすることで交通事故や迷子にならないようにしましょう。
5. フンの後始末を必ず守りましょう
⇒散歩中のフンは必ず持ち帰り、道路や公園などの公共の場所を汚さないようにしましょう。

プラス1

エサだけを無責任に与えるのは絶対にやめましょう
⇒エサを与える行為は、飼い主とみなされます。やがて不幸な命が増える原因にもなりますので、飼うなら責任を持って飼いましょう。

問い合わせ／生活環境課 ☎(43)6755

好評
受付中

矢板市「暮らし」のびのび定住促進補助金 ～市内にマイホームを取得する方へ～

市では、第2次21世紀紀矢板市総合計画の目標人口(38,500人)を達成するために、市内に新たに住居を求める方に対して補助金を交付することで、一層の定住促進を図ることを目的とし、この補助制度を始めました。平成23年10月から制度が始まり、189人の方(平成26年3月31日現在)がこの補助金を利用しています。

条件／(①～④の全てを満たすこと)

- ①平成23年10月1日から平成28年3月31日までの間に新たに矢板市内に住宅を取得し(引き渡しを受け)、住民票を異動し、実際にそこに住むこと。
- ②引き渡しを受けた住宅に2人以上で入居し、5年以上定住することを誓約すること。
- ③住宅の所有者が、住宅の引き渡しを受けた時点で45歳以下であること。
- ④引き渡しを受けた住宅に同居する世帯員全員に、市税等の滞納がないこと。

※市外から転入する方だけでなく、市内での転居も対象となります。

ただし、同敷地内での増改築・建て替えなど、転入または転出を伴わない場合は対象になりません。

補助金の受付／申請期限は住宅の引き渡しを受けた日から1年以内です。

補助金額／

基本補助(①～④のいずれか)

①新規用地購入 + 住宅新築 50万円

※住宅新築とは…新築建売住宅購入も含みますが、工事完了日より1年以内の住宅で、まだ人が居住したことがないものです。

②住宅のみ新築 40万円

③用地 + 中古住宅購入 30万円

④中古住宅のみ購入 20万円

+

条件による加算(該当する場合追加)

⑤18歳以下の生計を共にする子どもがいる場合

5万円(子どもの数で金額は変わりません)

⑥矢板市内の建築業者を利用した場合 5万円

補助金対象外／

- ①東日本大震災で被災し、「矢板市被災者生活再建支援金」の適用を受けた方
- ②別荘等の一時的居住を目的としたもの
- ③公共工事に伴う住居の移転建
- ④建て替えのための一時的な転居など

そのほか／個別に補助の要件が異なる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

申請・問い合わせ／総合政策課 ☎(43)1112

平成26年度「つつじが丘ニュータウン」「エコプレミアムヴィレッジ」 宅地分譲中

「つつじが丘ニュータウン」「エコプレミアムヴィレッジ」は美しく豊かな環境を次世代につなぐエコシティとして、街全体で環境配慮に努めています。自然エネルギーを暮らしに生かし、地域で育むエコの街に住んでみませんか?

所在地／矢板市乙畑字経堂地内

募集区画／つつじが丘ニュータウン 61区画

エコプレミアムヴィレッジ 36区画

敷地面積／209.53㎡(63.38坪)～384.54㎡(116.32坪)

分譲価格／429万円～10,852万円

問い合わせ／エコプレミアムセンター ☎0287(47)5375

栃木県住宅供給公社

住宅事業部 分譲推進室 ☎028(622)0463



つつじの郷 矢板

公表 平成25年度中山間地域等直接支払交付事業交付実績

この事業は、河川の上流域に位置し、傾斜地が多い中山間地域における農業生産条件の不利を補正するために実施するもので、第1期対策として平成12年度からの5年間、第2期対策を平成17年度からの5年間として取り組み、平成22年度から26年度の5年間を第3期対策として取り組んでおります。

対象地区は山村振興法の指定地域(泉地区)。対象農用地は、田においては傾斜が5%以上(急傾斜地)または2%以上(緩傾斜地)、草地においては傾斜が15度以上(急傾斜地)または8度以上(緩傾斜地)で、1ha以上の一団の農用地です。

平成25年度においては、耕作放棄を防止し、農地のもつ多面的機能を発揮するために、水路・農道等の管理、周辺林地の下草刈り、鳥獣害防止対策等を行い、さらに、中山間地域の活性化を図るために、農作業の共同化、加工所の運営、非農家との交流事業等を実施しました。

事業内容等が記載されている「集落協定書」をご覧になりたい方は、農業振興課で閲覧できます。

閲覧期間／6月2日(月)～13日(金)
(土・日を除く 8:30から17:00)

問い合わせ／農業振興課 ☎(43)6210

協定集落名	参加者数(人)	対象地目	面積(m ²)	交付金額(円)
立足	10	急傾斜の田	57,365	1,204,665
		緩傾斜の田	17,450	139,600
		計	74,815	1,344,265
第二農場	10	急傾斜の田	115,203	2,419,263
山田	5	急傾斜の田	11,271	189,352
第一農場	39	緩傾斜の田	589,856	4,718,848
下伊佐野一本木	11	緩傾斜の田	118,572	948,576
		急傾斜の田	9,361	196,581
		計	127,933	1,145,157
上伊佐野一本木	12	緩傾斜の田	52,647	421,176
兵庫畑	3	緩傾斜の田	18,793	120,275
平野東	38	緩傾斜の田	342,921	2,743,368
相ノ沢・産背	9	緩傾斜の田	66,703	426,899
八方	1組合	急傾斜の草地	22,587	237,163
		緩傾斜の草地	219,758	659,274
		計	242,345	896,437
合計	138		1,642,487	14,425,040

募集 限定300口 緑とつつじの八方高原ふるさと便受付開始!



野菜便
11品目：3,500円、13品目：5,000円
内容：矢板たかはら米、味噌、巨峰、トマト、生しいたけ、みつば、じゃがいも、なす、たまご、りんどうなど

バーベキュー便
6品目：5,000円
内容：牛・豚肉、生しいたけ、なす、たまねぎ、ピーマン、たまご

米便
7kg：3,500円、11kg：5,000円、15kg：6,700円
内容：矢板たかはら米

※すべて送料込みの金額です。

受付期間／6月2日(月)～25日(水)
土・日を除く 8:30～17:00
(道の駅やいたを除く)

発送予定日／7月10日(木)

申込方法／
農業振興課、農業公社、道の駅やいたにある申込書を記入の上、代金を添えてお申し込みください。
ファクス、ホームページからの申し込みも可能です。
(銀行振込または現金書留でお支払いになります)
※農作物の育成や天候により、発送日・品目が変更になる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ／矢板市ふるさと便推進協議会事務局
(市農業公社)
☎(43)2650 ☎(43)2651
HP <http://www.yaita-nougyoukousya.jp/>

下水道接続のお願い

《1日も早く接続を》

公共下水道を使用できるようになった地域は、次のことが義務付けられています。

- ・くみ取り便所は、使用できるようになった日から3年以内に水洗便所にする。
- ・浄化槽で処理している場合でも、速やかに排水設備を設置し、公共下水道に接続する。

下水道が完成すると、皆様のご家庭の生活排水を直接下水道に流すことができます。しかし、せっかくできた下水道も、各家庭に接続していただかないと地域一帯の生活環境の改善が進みません。1日も早い下水道への接続をお願いします。

問い合わせ／上下水道事務所 下水道班
☎(43)6214



《下水道の目的》

- きれいなまちに
家庭などからの汚水が下水道管に流れるので、家の周りに汚水がたまりません。そのためハエや蚊の発生・悪臭を防ぎ、水路の水質が改善されます。
- 美しい自然に
汚水を浄化してから放流するので、きれいな川や海を守ることができます。
- さわやかな生活に
トイレを水洗化することで、清潔でさわやかな生活が送れます。

第53回下水道の日「いろいろコンクール」
標語部門 国土交通大臣賞
げすいどう みずのみらいを まもるみち



募集 地域雇用開発奨励金 ～4月1日より利用可能に～

ハローワーク矢板の管轄する地域（矢板市・さくら市・塩谷町）が同意雇用開発促進地域（雇用機会が特に不足している地域）として指定されたことにより、当該地域において雇用の機会を創出し、雇用を維持する事業主に対して助成される制度です。

対象企業／

- ・事業所の設置や整備（300万円以上）を行う事業主
- ・ハローワークなどの紹介により対象労働者（指定地域の求職者）を雇い入れた事業主

助成額／50～800万円

※創業の特例…創業の場合は、1年目に1回の助成金の1/2を上乗せ

助成期間／3年間

申請・問い合わせ／ハローワーク矢板

☎(43)0121 FAX(43)6391

市商工林業観光課 ☎(43)6211

7月6日(日) 農業委員会 委員選挙

農業委員会委員の一般選挙が7月6日(日)に実施されます。本市の農業委員会は、選挙による委員11人と選任による委員で組織されています。委員の任期は3年で、7月19日に任期が満了となります。なお、立候補者が定数を超えない場合は、『無投票』となり選挙は行われません。

選挙の告示／6月29日(日)

選挙の期日／7月6日(日)

選挙区と選挙すべき委員数／

- 第1選挙区（矢板地区） 5人
- 第2選挙区（泉地区） 3人
- 第3選挙区（片岡地区） 3人

投票所／

投票所については、各選挙区ごとに1箇所です。

- 第1選挙区 矢板市生涯学習館
- 第2選挙区 矢板市基幹集落センター
- 第3選挙区 矢板市コミュニティホール

期日前投票

日時／6月30日(月)～7月5日(土) 8:30～20:00

場所／保健福祉センター2階 中会議室

立候補関係

立候補届出日／6月29日(日) 8:30～17:00

受付場所／保健福祉センター1階

生活指導室

立候補届出書類の交付／

6月16日(月)から選挙管理委員会事務局で交付しますので、本人または代理人の方が受け取ってください。届出などの方法については、交付の際に説明します。

立候補者の準備書類／

- ・戸籍謄本または抄本
- ・所属政党証明書（無所属の方は必要ありません。）

※立候補届出書類の「事前審査」

日時／6月23日(月) 9:00～16:00

場所／選挙管理委員会事務局

問い合わせ／選挙管理委員会事務局

☎(43)6219

